

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

防府市(以下「本市」という。)では、高度経済成長に伴う都市化や人口増加を背景に、公共サービスの充実に向け、これまで多くの公共施設等を整備し、保有してきました。しかしながら、これらの施設の多くは、建設後 30 年を経過しており、今後数十年の間に老朽化に伴う大規模な修繕、更新等の時期を迎えることから、財政的に大きな負担となることが予測されます。また、公共施設等の耐震化といった安全性の確保も重要な課題となっています。今後、本市においては、公共施設等の老朽化や耐震化への対応に加え、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化や市民ニーズを的確に把握し、公共施設等を有効に活用していくことが求められています。

本市では、これまで、平成 25 年度に公共施設のサービス、施設の老朽化、管理運営費等の客観的な情報を整理・分析した「防府市公共施設白書(以下「公共施設白書」という。))」、平成 26 年度に公共施設の最適化に向けた今後の在り方をまとめた「防府市公共施設マネジメント基本方針(以下「マネジメント基本方針」という。))」、平成 27 年度に公共施設の再編に関する取組内容を具体化し、分類(用途)別の施設の方向性等をまとめた「防府市公共施設再編計画(以下「再編計画」という。))」、平成 28 年 12 月に公共施設の保全に関する取組内容の具体化を図った「防府市公共施設保全計画(以下「保全計画」という。))」を策定し、公共施設マネジメントを進めてきました。

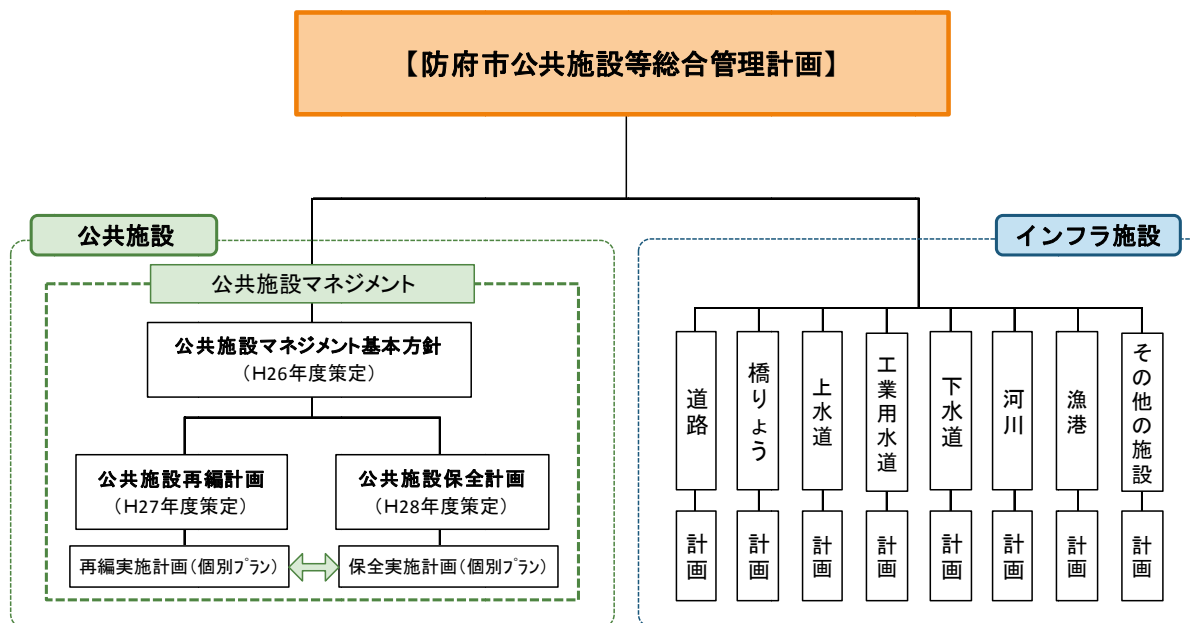
この「防府市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。))」は、総務省から各地方公共団体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号)」の通知により、今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画策定の要請がなされたことを受け、公共施設マネジメントにおいて策定してきたマネジメント基本方針等をインフラ施設についても対象とした計画として改めて取りまとめたものです。

今後、総合管理計画の内容を踏まえ、公共施設等の在り方について議論を深め、限られた財源や資産をより有効に活用していくための具体的な検討に取り組むことにより、持続可能な公共サービスの提供と健全な財政運営を両立させることを目指します。

(2) 位置付け

総合管理計画は、公共施設とインフラ施設に関する総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方をまとめた指針と位置付けます。

図表 1 公共施設等総合管理計画の位置付け



(3) 対象施設

総合管理計画においては、本市が保有する建物(公共施設として民間等から借用している建物を含む。)を有する施設を「公共施設」と定義し、道路・橋りょう・上下水道等を「インフラ施設」と定義し、計画対象とします。

なお、公共施設とインフラ施設の両方を示す場合は、「公共施設等」と定義します。

(4) 計画期間

平成 40 年代から平成 50 年代にかけて施設更新のピークが到来することを考慮し、総合管理計画の計画期間は 30 年(平成 28 年度～平成 57 年度)とします。ただし、本市の公共施設等を取り巻く状況の変化が想定されることから、見直しは必要に応じて随時行っていくものとします。